



## 公益通報に関する内部資料の 持ち出しと懲戒処分

弁護士 庄司俊哉

82



公益通報者保護法が、公益通報をより拡大する方向で改正され、令和4年ころの施行が予定されていますが、最近、公益通報に関連して「内部通報を目的とした内部資料の持ち出し等行為」への懲戒処分の判決がありました。この事件を通じて、裁判所が公益通報者に対してどのような姿勢をもっているかを伝えたいと考えます。

【事例】Y市児童相談所の公務員Aは、Y市児童養護施設の児童虐待不祥事について、児童相談所が適切な対応をとっていないと考え、被虐待児童の記録データを出力し複数枚複写のうえ、そのうち1枚を自宅に持ち出した（以下「本件持ち出し」）うえで無断で廃棄（以下「本件廃棄」）した。Aは公益通報処理窓口のB弁護士に2回、内部通報を行ったが、いずれも「児童相談所の対応に不適切な点はなかった」との結論であった。Y市はデータの持ち出しと無断廃棄、そのほか2つの行為を理由に停職3日の懲戒処分を下しました。Aはその懲戒処分の取り消しを求めて裁判所に提訴した。

これは京都地裁令和元年8月8日判決（京都市児童相談所職員事件）の事例です。Aは公務員ですが私企業の従業員と同じと考えて差し支えありません。この事例ではAが本件持ち出しと本件廃棄以外にも、「権限外のデータ閲覧」と「新年会等で個人情報に関する発言をしたこと」を理由に、Y市が停職3日との懲戒処分をしたものでし

たが、判決では本件持ち出しと本件廃棄以外の行為は存在を否定しました。そこで本件持ち出しと本件廃棄を理由とした停職3日の懲戒処分は、懲戒権者の裁量権の行使が社会通念上著しく妥当性を欠いて裁量権逸脱または濫用といえるかが、争点となりました。

判決は、本件持ち出しと本件廃棄が、Y市の電子情報の管理基準に違反するとしましたが、次のような理由をもって懲戒処分を取り消しました。

### 【目的について】

本件持ち出しは、Aが内部通報に付随する形で、重要な証拠を手元に置いておくという証拠保全ないし、Y市による情報消去に対する自己防衛という重要な目的によるものである。本件廃棄についても、廃棄日翌日にはY市に廃棄を申告していることから、証拠隠滅など不当な目的や動機があったとは考え難い。よって動機・目的に殊更に悪質性が高いとまではいえない。

### 【行為の性質・態様について】

本件持ち出しは1枚のみであり、また不祥事に対するAの職務上の関心に

起因して行われた性質があり、自宅に持ち出された後に外部に流出した事実はないことから、情報漏洩の危険性の高い不適切な態様での持ち出し・保管状況ではない。また本件廃棄も外部に容易に認識できないような方法のシュレッダーで廃棄したものである。

### 【行為の結果・影響について】

本件持ち出しと本件廃棄により、Y市の児童福祉行政に対する信頼が回復不能なほど大きく損なわれたとはいえない。

### 【Aの態度】

Aは軽率な行為であったことを素直に認めており、一定の反省の態度を見て取ることができる。またAには懲戒処分歴はなく、人事評価においても高評価を得ている。

### 【別の懲戒処分との比較】

Y市で過去に非公開情報が外部から閲覧可能な状態となり、情報の拡散を招いた職員に対して停職10日の懲戒処分を下した例があるが、Aにおいては、情報拡散に至っていないのに停職3日は重たすぎる。

この判決からわかるのは、公益通報に付随する形での情報流出について、目的、行為の性質・態様、結果・影響等の各判断要素から検討をしようとして、外部からの信頼を大きく損なっていない場合には、懲戒処分が難しいという点です。また、Aの公益通報については2回とも「不正はなかった」と結論づけられていますが、結果として不正

がなかった場合であっても、判例上は明確には述べていないですが、「公益通報に該当する事実があると信じるに十分な事情があった場合には、保護されるべきである」という考えを述べています。

なおこの事件は、大阪高等裁判所の令和2年6月19日判決でも、一番同様の結論となっています。

また類似の事件として宮崎信用金庫事件（福岡高裁宮崎支部平成14年7月2日判決）では、労働者が勤務先の顧客情報記載文書を不法に入手し、これを国会議員や警察署に交付することで勤務先の信用を失墜させたとして懲戒解雇になった事例があります。福岡高裁宮崎支部は「不正疑惑解明の目的で行動したもので、内部の不正を（ただ）すという観点からはむしろ勤務先の利益に合致する」とまで述べています。裁判所では、たとえ情報漏洩が企業にとって不利益のようにも見えたとしても、不正が明るみになる利益の方が重要である、としている面もあると考えられます。

このように公益通報に付随して情報が漏えいした場合の懲戒処分の際には、目的や態様、結果や影響などを慎重に吟味して、慎重に処分内容を決めるべきです。

（庄司法律事務所 元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝